

## 【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

### 「一円進止」と「進退領掌」の四字熟語化について

—中古・中世の土地所有語彙の研究—

白百合女子大学教務部教務課 国語国文学科研究室非常勤事務職員(事務助手) 鄭 艶飛

#### 一、はじめに

日本語の中で漢語の占める位置が重要であることは言を俟たない。また、この日本語の成立、意味用法の変化をめぐることは、これまでも相当多くの研究が積み重ねられてきた。このように、日本語の史的・研究的にはさまざまな角度から検討が加えられているが、その一方で、未着手の問題を多く含む領域もある。筆者はその一つに四字熟語の問題があると考えている。

四字熟語は日本人の言語表現において好んで用いられ、重要な役割を果たしている語群である。それは、今日、多くの四字熟語を収録する多様な故事成語辞典が刊行されていることや、インターネット上には四字熟語に関するサイトが複数存在することからも容易に推察することができる。

しかし、こういった一般社会における四字熟語の関心の高さに比して、日本語の中でこれがどのように成立し、発達してきたかの過程については必ずしも解明されているとはいえない。

そこで、筆者はこの日本語における四字熟語を研究对象とし、その生成のプロセスや意味用法の変化に注目して考察を進めたいと思う。

本論文は、その一階梯として、「一生懸命」のような元来土地所有を表す語に着目して、その四字熟語化の過程を具体的に検討してみたいと思う。

さて、「進退」「進止」はともに、平安鎌倉時代における土地所有を表す言葉として、極めて重要な語である。このことは、歴史学・法制史学の分野において、多くの先行研究があり、盛んに論争されていることから容易に知られる<sup>1)</sup>。

(1) 私ノ勢力極テ大キニシテ、上総・下総ヲ皆我マ、ニ進退シテ、公事ニモ不為リケリ。(日本古典文学大系『今昔物語集』巻第二五・三八五頁)

(2) 加之、国群半ハ一門ノ所領也。田園悉ク家門ノ進止<sup>タリ</sup>、是希代ノ朝恩ニ非乎。(『延慶本平家物語』第一末四四才)(傍線筆者以下同)

右の例のように、「進退」「進止」は、ともに文学作品にも用いられ、《その土地を知行・占拠などとして支配する》という意味で用いられると解釈されている<sup>2)</sup>。

(3) 進退<sup>平西</sup> (『前田本色葉字類抄』下八三ウ5)  
進止<sup>平西</sup> (『前田本色葉字類抄』下八一ウ1)<sup>3)</sup>

また、右の『前田本色葉字類抄』の注によれば、それぞれ「シンダイ」「シンジ」と連濁して読まれていたことも知られる。

「進止」「進退」の両語<sup>4</sup>は、歴史学・法制史学、また日本語語彙史の分野においても同義の言葉として一括して論ぜられることが一般的であり<sup>5</sup>、その意味用法の違いについて指摘しているものは見られない。

しかし、この両語について、具体例に即して仔細にその用法を観察すると、こういった従来の扱い方には疑問を覚える点が存する。その一つに、平安時代中期<sup>6</sup>から、「進退」は「進退領掌」として四字熟語として用いることが目立つようになり、「進止」は鎌倉時代中期から、「二円進止」と四字熟語として用いる例が増加することがある。

従来の研究では、同義的なものとして扱われてきた両語が、なぜこのような異なる四字熟語を形成するようになったのか。本稿では、土地所有語彙研究の観点から、「進止」「進退」の意味、用法の異なりを解明していきたい。

## 二、中国の文献に見られる「進止」「進退」

「進止」「進退」は、中国の古典に用例が多く見られ、これらの語は中国古典からの借用語であると考えられる。

以下、中国文献における「進止」「進退」のいくつかの用例を挙げつつ、その具体的な使用状況を見てみたい。

- (4) 呉子曰、「凡行軍之道、無犯進止之節、無失飲食之適、無絶人馬之力。」(『呉子』第三編)
- (5) 宣為人好威儀、進止雍容、甚可觀也。(『漢書』卷八三・薛宣朱博伝第五三)
- (6) 聖人設卦觀象、繫辭焉而明吉凶、剛柔相推而生變化。是故吉凶者、失得之象也。悔吝者、憂虞之象也。變化者、進退之象也。剛柔者、晝夜之象也。六爻之動、三極之道也。(『周易』卷七・繫辭上伝)
- (7) 用之則行、舍之則藏、進退無主、屈伸無常、(『後漢書』列伝二馮衍伝第一八下)
- (8) 於是比丘。可行知行拳動進止。屈申俯仰著衣法則。(『增一阿含經』卷第三二)
- (9) 將來末世。乃有此患。不如山野愚民痴人。勝此輩者。能知去就進退之宜。(『生經』卷第四)。

(4)の「進止」は《進むことと止まること、軍勢を動かすこと》であり、(5)(8)は《立ち振る舞い、拳動》である。(6)の「進退」は《進んで事をなすことと退いて事をやめること》であり、(7)は《進むことと退くこと》である。(9)の「進退」は「去就」と一緒に四字熟語として《身を引いて退くことと進んでそれに就くこと》の意を表す。

今回、漢籍、仏典の双方について、中国文献の例をできるだけ広く調査してみたが、その範囲では、中国古典文の中で、「進止」「進退」が土地所有に関する意味で用いられる例を見出すことはできなかった。これら土地所有のキーワードともいえる重要な漢語は、いわゆる和化漢語の一つと考えられ、字面は中国古典文(漢文)に見られるものの、意味は日本側で変化したものと推定される<sup>10</sup>。

### 三、「進止」「進退」の先行研究

これまで、「進止」「進退」についての議論は、主に歴史学・法制史学の分野で行われてきた。土地の支配に関する語としては、「進止」「進退」を同義とした上で、「知行」「領掌」「領知」などの語と併せて論ぜられることが多い。とりわけ、これらの語の弁別をめぐり、石井良助氏、高柳真三氏、牧健二氏ら<sup>11</sup>の間で展開された論争、いわゆる「知行論争」が有名である。これらの類義語における意見の分岐について、『国史大辞典』（吉川弘文館、一九七九）では以下のように記述している。

中田薫は進止を領掌・領知・知行とともに、不動産物権（所領）の事実的支配を示す用語としてとらえ、進止はわが国固有の占有のことであり、進止が人を支配することにも用いられたことを除いては、進止と知行を同一視し、両者には基本的な差異を認めなかった。これに対して、牧健二は進止と知行を区別し、進止は所職の補任権、下地の充行権のことで、所職・所領の給与と回収の権能を内容とすることであると主張した。石井良助は「中世において、進止または進退という言葉は、所職もしくは土地を譲与・質入・寄進等し、あるいは、譲与した所職・土地を悔返す等の私法的処分をなしうる権能及び所職もしくは土地を補任し、もしくは宛行い、あるいは改易没収する権能を意味する」（『日本不動産占有論』）ことを明らかにして、（鈴木英雄執筆）

右の論争を承けて、梅田（一九九〇）は、平安期における「進止」「進退」を一括して扱い、その用例を広くもとめて考察し、さまざまな主体や対象とともに用いられることを確認した上で、その中心を占める土地法上の用法について詳しく述べている。氏は、「平安期においては知行よりも一般的に用いられる領掌・領知こそが広義の意味での私的処分に深く係わっており、進退・進止は使用・収益を本質的な内容とする観念であった」という<sup>12</sup>。

いずれにせよ、法制史分野では、従来は、進止・進退と知行とを比較することとまり、「進止」と「進退」の違いは論じられていないことが知られる。

一方、日本語の語彙史研究においても、両語について述べているものがある。佐藤（二九七九）は、早くに両語に着目し、「進止」には《支配》という意味を持つと述べた上、こういう意味で「進止」という語を用いるのは古代から行われたと考えられるが、これは、進めたり止めたりするという意から支配するという意味になるので、「進退」も、今は、進むか退くかという意味に用いるが、古くは、進めるか退けるかという意味に用い、転じて、支配する、処分するという意味に用いられたのと同じである。

と指摘しておられる。

このように、「進止」「進退」は、歴史学・法制史学の分野においても、また、日本語語彙史研究の分野においても注目されているが、あくまで同義の語として扱われており、両者の意味用法の相違について論じられているものは、管見の限り、見られないようだ

ある。なお、語彙史研究では、「一円進止」「進退領掌」を一つのまとめり（＝四字熟語）と認めて論じているものも見当らなかつた。

## 四、「一円進止」「進退領掌」の四字熟語化とその意味用法

### 四一、「一円進止」の四字熟語化とその意味用法

「進止」がいつから土地所有に関する意味で用いられるようになったのかについて、梅田（一九九〇）は、「進退・進止は、知行とともに平安期以降、律令制の崩壊に進行して次第に一般化してくる概念である」と述べている。

では、「一円進止」は、いつ、どのようにして四字熟語となったのか。「一円進止」の形成過程と意味を探るべく、古文書を中心に調査した<sup>13</sup>。その結果、「一円進止」は『鎌倉遺文』に五四例拾われる。鎌倉中期（一二五五年の<sup>10</sup>）の文書が今回の調査範囲の中では初例に最も早い用例が見られ、一二八〇年代に入ってから盛んに使われるようになったと見られる（末尾の【付表】参照）。一方、「一円進退」は原則として現れない<sup>14</sup>。『鎌倉遺文』と『南北朝遺文』<sup>15</sup>から、いくつかの用例を以下に挙げてみる。

(10)所謂、山領御坂村田藪等者、為法持聖人開発、千手観音之仏性灯油料田之間、於寺家一円進止、自往古至于今、寺務寺之処、能饗<sup>（送）</sup>以為隣山、号庄内、致非分濫妨云々、此条豈可然乎（後深草天皇宣旨・筑前大悲王院文書『鎌倉遺文』七八五五・建長七（一二五五）年）

(11)宗真不叙用度々国宣、寄事於左右、抑留若干所当之条、云国命違背之造意、云仏物己用之所犯、不可被滅、仍於宗真領作之土地者、為寺家一円進止、向後不可有牢籠由、可令下知給、（備前国々宣・備前金山寺文書『鎌倉遺文』二六五一七・弘安十一（一二二八）年）

(12)右、当庄者、為平家没収之跡、地頭一円進止之地也、而秀信為名主之身、押領田所職、致追補狼藉之旨、道義等就訴申、有其沙汰之処、（六波羅下知状・山内首藤文書『鎌倉遺文』二〇四四八・正安二（一二三〇）年）

(13)下地中分、以伊与倉河為南方堺、互可令一円進止事（地頭代道慶・雑掌憲俊連署和与状・島津家伊作文書『鎌倉遺文』二八八〇一・元亨四（一二三四）年）

(14)加賀国郡家庄 右府將軍被避進地頭職以来寺家一円進止（勸修寺領目録案・山城勸修寺文書『南北朝遺文』中国・四国編卷一・四八五・建武三（一二三三）年）

まず、熟語の構成成分である「一円」「進止」について見てみたい。

「一円」について、蔣（一九九二）では、その変遷について述べている。それによると、「一円」は平安時代の末頃から《完全・すべて》という意で名詞として使われはじめ、中世の終わり頃まで荘園をめぐる、他の語と結びついて頻繁に使われた。その間に、《二元的に支配する（土地）》のような意味が生まれ、更に、副詞的用法ができ、程度副詞から陳述副詞へと発展した。江戸時代以降、副詞用法が次第に衰退し、現在では、《有る地域全体》の意味で名詞として用いられるのみである。

「進止」については、先掲の佐藤（一九七九）の短い解説があるくらいで、他は辞典類に取り上げられるに過ぎない。

日本史の分野においては、中田（一九三八）が、

第一に所當（年貢、公事）が獨立に土地と同じく知行の目的となされたこと、第二に或る土地の下地（真の土地）と所當とが各別の権利者に屬する場合に於ては、其土地の一圓知行（進止）が缺くるものと見做されたこと、（略）

と述べておられる。

初例の(10)以下の意を取ると、「山領御坂村田藪等は、法持聖人開発、…寺家の一円進止においては、…」とあり、(11)では、「宗真の領作の下地は、寺家の一円進止である」とある。(12)では、「当庄は、平家が（鎌倉幕府）に没収された跡として、地頭一円進止の地である」とあり、(13)では、「下地を中分し、（中略）互いに一円進止させるべき」とある。(14)では、「右府將軍地頭職を避り進められて以来、寺家の一円進止」とある。

以上の先行研究を整理すると、「一円進止」は下地の進止と上分（年貢、公事等）の進止を合わせ呼ぶ場合に用いられる言葉であることが知られる。実際(10)～(14)の例も、これに沿って理解して矛盾しない。よって、「一円進止」の意味は、《下地と上分を一元的に支配すること》と解することができよう。

#### 四―二、「進退領掌」の四字熟語化とその意味用法

「進退領掌」は平安中期の延長三（九二五）年に最初の用例が見られ、『平安遺文』に三四例、『鎌倉遺文』に三二八例と急激に増加する。一方、「進止領掌」は原則として見られない<sup>16</sup>。以下は、『平安遺文』と『鎌倉遺文』、『南北朝遺文』からの用例である。

(15) 今俄被致如此非理妨之条有何故乎、若枉理有相博之變改者、如本庄内公田各戸主等、可進退領掌歟、乞也衙察状、任道理被返牒者、此彼共永可令停止兩方牢籠矣、以牒（伊勢太神宮司牒案・東寺百合文書テ『平安遺文』二二二・延長三（九二五）年）

(16) 右件田、元者正房先祖相伝私領也、然則無年来進退領掌之間他妨者、依有直急用、限件直物、所於永沽渡進外宮玉串大内人吉貞如件（度会正房田地売券写・光明寺古文書『平安遺文』一八二・永寿二（一一五五）年）

(17) 彼庄大嘗会□野宮宇佐勅使住吉造宮造内裏御願寺塔以下勅院事国役并国郡司甲乙諸人妨等永從停止、令被二位家子孫相伝進退領掌、於此条者、御起請趣一同蓮華王院御領、一事以上可依彼例、（後白河院庁下文案・山城大徳寺文書『鎌倉遺文』五八四・建久三（一一九二）年）

(18) 右、件治田元者、外孫私領也、而父母相共得処分之後、進退領掌之間、敢無他妨、爰直依有急用、限上件直物、相副次第証文等、永所沽渡進於内宮清酒作内人宇治末恒也、仍為後代新立券文、以辞、（部直永田地売券写・伊勢光明寺文書『鎌倉遺文』三九六・寛喜二（一一三〇）年）

(19) 早堺四至打書示、為一円不輪庄藪、停止官物勅院事大小国役及国司入勅、甲乙人之濫妨、可令兼康子々孫々進退領掌之状、所仰如件、（官宣旨案・根津美術館所藏文書『鎌

倉遺文』五一七〇・文暦二(一二三五)年)

(20)就訴陳狀、被尋下候之處、社家所存、明法勘狀、淳弁理訴之条、無子細之上者、任相伝道理、早可令進退領掌之間、可被成本紙ノマ、上社家下文、且別当法印御房所候也、仍執達如件、(山城祇園社別当御教書案・祇園社記神領部十一『鎌倉遺文』一三〇四一・弘安元(一二七八)年)

(21)右、件治田者、相伝承継地也、年来進退領掌之間、無他妨、爰依有急用、限上件直、相副証文、沽渡進於僧惠觀御房也、仍為後代(服由治田売券・伊勢光明寺文書『鎌倉遺文』二五四三五・正和四(一三二五)年)

(22)右、件名田者、任前中司富小路民部権大輔入道下知状之旨如元令進退領掌、於有限御公事者、無懈怠可致其沙汰、仍下知如件。庄家宜承知敢勿違失、故以下、(梨子羽郷預所宛行状写・安藝稻葉桂氏所藏文書『南北朝遺文』中国・四国編卷一・三三一・建武三(一三三六)年)

まず、四字熟語形成までの「進退」「領掌」それぞれの意味用法を見てみたい。

「進退」は、奈良時代に既に多くの例を見るが、土地所有に関する意味で用いられるのは、平安時代に入ってからである。梅田(一九九〇)によると、「進退」が土地所有で用いられる最初の用例は(15)の延長三(九二五)年の例である<sup>17)</sup>。それ以降、「進退」は平安鎌倉時代を通して使用される。東京大学史料編纂所データベースによれば、「進退」は、『平安遺文』には一九九例出現し、『鎌倉遺文』には八五五例現れる。その意味については、先述のように、一般的に、「進止」と同義であるとされる。

語彙史研究の分野では、浅野(一九八四)が、時代順に「領掌」の表記の変容、「領掌」「領承」との関係、更に表記の変容と意味との関連を中心に詳細に分析しておられる。浅野氏によると、古文書だけで見ると、「領掌」は鎌倉時代まで専ら「土地を領有する」という意味で使われるという。また、「領掌」の読みについては、室町時代に入ってから、「領掌」と混同されるようになったため、「リョウジョウ」へと変化したと考えられると述べられている。ただし、前田本色葉字類抄では声点がなく(影印ではかすかに平声双点があるようにも見えるが、判然としない)、清濁は未詳である。

(23)領掌リョウシヨウ リョウシヨウ リョウシヨウ (前田本色葉字類抄上七四ウ2)<sup>18)</sup>

『日本社会経済用語辞典』(朝倉書店、一九七四)では、「領有し掌り行うこと。領知(りょうち)と同じ。荘園の土地などに対し領家職を行使するようなことをいう」と説明している。

右の「進退領掌」の例文を仔細に見てみると、(15)は、伊勢太神宮が東寺の所領掠虜に對する非難の内容である。「もし理を曲げて相博の変改あれば、もとのように庄内公田各戸主等進退領掌すべきであろう」とある。(16)では、「右件の田は、元は正房先祖相伝私領であり、年来進退領掌の間他の妨げなく」とある。(18)では、「父母相共に処分を得るのち、進退領掌の間、敢えて他の妨げなく」とある。

右の先行研究から、「進退領掌」の意味について、『領有して支配する』以上の細かなニュアンスを認めることは難しいようである。

## 五、「進止」「進退」が異なる四字熟語を形成する要因について

### 五―一、構成成分の意義特徴について

右の意味特徴を踏まえて、本稿の解決しようとする問題、即ち、「一円進止」と四字熟語化するが、「一円進退」とならず、「進退領掌」と四字熟語化するが、「進止領掌」とならない要因に迫ってみたい。

まず、「進止」の意味用法について仔細に観察してみると、古文書においては、「進止」は、「領家進止(六四)」、「国司進止(四三三)」、「社家進止(六八九〇)」、「国衙一円進止(一九三三二)」、「本所一円進止(二〇三八三)」、「地頭一円進止(二六八八八)」（以上『鎌倉遺文』）のように、主語を常に強調している現象が看取される（「寺家」「地頭」といった主体は表示されているが、対象は必ずしも提示されないことである）。これは、誰がその所領に対する支配権を持っているか（支配権の帰属）が重要で、対象より主体の方が常に強調する必要があったためであると考えられる。この現象は、例(10)から(14)にも確認できる。即ち、「一円進止」の主体「寺家」「地頭」等が強調されているのである。

一方、「一円」について、「一円進止」のほかに、『日本国語大辞典 第二版』に出現する中世までの「一円」に関連する語を見てみると、「一円所務」「一円地」「一円知行」「一円領知」「一円所領」「地作一円」等の語があるが、これらの語の意味記述では、それぞれ「一円」に「一元的」「排他的」というような説明を与えており、従って、「一円」には、『二元的・排他的』という共通の意義特徴を抽出することが可能なようである。

このような分析を踏まえ、用例に即して整理してみると、「一円進止」は『一つの土地の上に、進止者が一元的に支配する』という意味に解することができよう。これは前節で分析した結果と一致することが分かる。

つまり、「一円」と「進止」は、両者とも、『一元的・排他的』、即ち、一つの領地において複数の支配者が許されない意味合いを含んでおり、その意義特徴を共有する点で、双方が引き合い、四字熟語として結びつくことになったと考えられるのである。

次に、「進退領掌」の例を更に細かく観察することから、意味用法を帰納してみたい。(15)～(2)の用例を見ると、「進退領掌」は波線部のように、「相伝」「私領」「無他妨」等とセットで用いられることが多いことに気付かれる。即ち、『妨げなくその土地を支配する』とのように用いられることが多いようである。相伝私領の場合、先祖代々相伝する私領であるゆえ、その土地に関する処分権を持ち得る。そうなれば即ち、その土地を自由に、思うままに支配できるのである。相伝を例に調査した結果、「進退領掌」は『平安遺文』の三四例中一三例、『鎌倉遺文』の三二八例中一一五例、「相伝」と同一文書に現れる。更に、

(24)請被特任道理裁定給、為掾分主、背留守所御外題、押妨不令進退先祖相伝久富保在畠桑併年苧等愁状（大掾秦為辰解案・東寺百合文書中『平安遺文』一〇五九・延久三(一一〇七二)年)

- (25) 右、件地者、僧行觀代々相伝之地也、而敢無異論、一向進退之地也、限永代所寄進也  
 (行觀寄進狀・白河本東寺文書六十四『鎌倉遺文』二八二〇・二・元亨二(一二三二)年)
- (26) 右、田地元者、僧義鑿先祖相伝之私領也、敢无他妨、領掌年尚、然而依有要用、差直  
 米陸斛、限永年作手、於僧教俊所売渡実正也、(僧義鑿田地売券・百卷本東大寺文書  
 七十号『平安遺文』四〇六六・寿永二(一一八三)年)
- (27) 右件田者、僧湛賀之相伝私領也、領掌之間、全无他妨(僧湛賀田地売券・大東家旧藏  
 文書『鎌倉遺文』二八・文治元(一一八五)年)

(24) (27)を見ると、「進退」「領掌」が単独で使われる場合でも、やはり「無他妨」「相伝」等と同時に現れることが多いことが知られる。特に「領掌」の場合、この傾向が目立つ。『鎌倉遺文』を調べたところ、「領掌」は一七四六例のうち、三四六例が「相伝領掌」と、四字熟語の形で使われている。更に、同じ文書の中に現れるという条件のみで教え上げれば、約九四〇例を占めることになる。従って、「領掌」は単独でも、《ある領地を妨げなく支配する》という意味で用いられているとまとめることが許されよう。

「進退」が《心のままに取り扱うこと。意のままにすること》という意味を持っていることを考え合わせると、「進退」と「領掌」には、ともに、《妨げなく、思うままに》という共通の意義特徴を認めることができそうであり、この点において双方が引き合い、四字熟語として定着するようになったのではないかと考えられるのである。

### 五二、「進止」「進退」の四字熟語化の傾向性

この項では、「進止」「進退」が四字熟語を形成する際の語順について問題にしてみたい。なぜ、「進止」は「一円」の下に、「進退」は「領掌」の上に来て、その逆の語順とならなかったのだろうか。

先述のとおり、「進止」「進退」の類義語に、「知行」「領掌」「領知」等がある。これらの語の相互関係はどのようなものか、その四字熟語化の傾向性を観察するために、『平安遺文』と『鎌倉遺文』を調査し、その結果を、【表】のようにまとめてみた。

【表】『平安遺文』『鎌倉遺文』における「進止」「進退」の四字熟語化の傾向性

語	平安遺文		鎌倉遺文		合計		語	平安遺文		鎌倉遺文		合計	
	進退	進止	進退	進止	進退	進止		進退	進止	進退	進止	進退	進止
一円進止	0	0	54	0	0	0	進止一円	0	0	0	0	0	0
一円進退	0	1	1	25	1	0	進止進退	0	0	0	0	0	0
一円知行	1	1	25	1	26	1	進止領掌	1	1	1	1	2	2
一円領掌	1	6	6	6	7	0	進止領知	0	0	0	0	0	0
一円領知	0	3	3	3	7	0	進止進退	0	0	0	0	0	0
進退進止	0	0	0	0	0	1	領掌進止	1	1	1	1	2	2
進退知行	0	9	9	9	9	0	領掌進退	0	2	2	2	2	2
進退領掌	34	328	362	328	362	0	領掌知行	0	6	6	6	6	6
進退領知	5	42	47	42	47	0	領掌領知	0	0	0	0	0	0
進退一円	0	0	0	0	0	0	領掌一円	0	0	0	0	0	0



知行進止	0	0	0	領知進止	0	0	0
知行進退	0	0	0	領知進退	0	2	0
知行領掌	3	62	65	領知知行	0	2	2
知行領知	0	0	0	領知領掌	0	0	0
知行一円	0	0	0	領知一円	0	0	0

注：

① 「一円下地進止」「一円可令進止領掌」「一円可進退領知」の中の「一円」進止」「一円」進退」は、四字熟語として数えないこととする。

② 「依無領主職副相伝之仁、為本家一円領掌知行、送多年畢（大和山口莊雜掌陳狀・古簡雜纂七『鎌倉遺文』二二七七九四・延慶二（一三〇九）年）のような場合、「一円領掌知行」は、「一円領掌」と「領掌知行」両方の四字熟語に加算する。

③ 「出家身也、為非器之仁、難知行一円神領之旨、重連所申有其謂歟（鎮西下知狀・豊前藁丸文書『鎌倉遺文』二四七一六・正和元（一三二二）年）」、「停止国衙所当米・領家御年貢錢・地頭米・免田所当米・万難公事・臨時課役等、兼治可令知行一円不輪候（武光兼治遺狀・薩摩入来院光文書『鎌倉遺文』二五七六五・正和五（一三二六）年）」のような場合、「知行一円」は、文字列として二例あるが、「知行一円神領」「知行一円不輪」の形で現れているため、「一円」は、「神領」「不輪」と並置し、「一円神領」「一円不輪」は四字熟語をなしていると理解した方が妥当と考える。よって、ここの「知行一円」は加算しない。

この表を見ると、これらの類義語の間では、並置して四字熟語として用いられる語もあれば、用いられない語もある。更に、前項成分になりやすい語と、後項成分になりやすい語が存するようである。例えば【表】を見ると、「知行領掌」は『平安遺文』に三例、『鎌倉遺文』に六二例見られるのに対し、「領掌知行」は『鎌倉遺文』に六例見られるのみである。「進退領知」は『平安遺文』に五例、『鎌倉遺文』に四二例見られるのに対し、「領知進退」は『鎌倉遺文』に二例見られるのみである。四字熟語を生成する際、「知行」は「領掌」より、「進退」は「領知」より前項成分になりやすいことが分かる。この点に着目して、前項になりやすい語から後項になりやすい語を並べると、以下のようなふうになる。

〔前項になりやすい語〕	↑↓	〔後項になりやすい語〕
一円↑↓進退	↑↓	知行↑↓領掌↑↓領知↑↓進止

この順序を見ると、「進退」は前項成分になりやすいのに対し、「進止」は後項成分になりやすいことが分かる。「一円進止」「進退領掌」の語順は、右の傾向を反映していると考えられるのである。

また、「一円」と「進止」、「進退」と「領掌」は、構造的に見てどのような関係にあるのかについても、確認しておくこととする。

まず、「一円進止」と「進退領掌」の品詞性<sup>19</sup>について見てみたい。

中世では、「一円」には、「一円地」「一円領」のように、名詞を修飾する用法と、「一円知行」のように、動詞を修飾する用法、「可令一円」のように動詞として用いられる用法等のあることが蔭（一九九二）によって指摘されており、今回の調査でも概ねこれは追認できるところである。この三つの用法のうち、「一円進止」は、どれに該当するのでしょうか、検討を加えてみたい。まず、「一円進止」は、これを主語や目的語として動詞をとることはなく（前掲の例<sup>10</sup>）<sup>14</sup>等を参照）、「進止」を名詞と捉え、これを「一

円」が修飾した用法（つまり「一円の進止」と解すること）とは考えがたい。次に、動詞の用法の、「可令一円」といった表現は、元来「可令一円＋動詞（知行等）」であったものが省略されたものと考えられ、中世に臨時的に出現した用法と見られる。従って、「一円進止」の「一円」を動詞と考えることも難しいように思われる。そこで、修飾用法となる可能性としては、「一円（に）進止（す）」というように副詞的に修飾するという見方と、「一円（を）進止（す）」と目的語として理解する場合の、二通りの構造が考えられる。このように、用法の可能性を絞っていく根拠となる「をとく」<sup>20</sup>「円にもつへし」<sup>21</sup>〔南北朝遺文〕関東編卷三・二〇五三・觀心二（一三五）年、「<sup>22</sup>寺家一円仁可令知行給也」<sup>23</sup>〔大徳寺文書〕一六二―二四・応安三（一三七〇）年、のような例があることから、前者の連用修飾の用法であると考えた方がよいだろう。ただし、このような少数の事例をもって他の例もおしなべて同様に解釈してよいかについてはなお検討の余地があるところであり、現段階では断定は避けたい。しかし、いずれにせよ、「一円」は「進止」に被さる成分であることに変わりなく、「一円↓進止」という語順であることは首肯されよう<sup>24</sup>。

「進退領掌」も同様に、副詞的に「進退（に）領掌（す）」と解釈するか、動詞を重ねて「進退（して）領掌（す）」と見るかの、二通りの可能性が考えられるが、仮名文書に「一向に進退領掌すへきよし」<sup>25</sup>〔鎌倉遺文〕五二二七・嘉禎四（一二三八）年）のようであるため、「進退（して）領掌（す）」と考えた方が妥当であろう。「進退領掌」が「領掌進退」とならない原因については、妥当とすべき理由が見つからなかったため、ここでは推測にとどめたいが、一つに、「進退」は《思うままに、自由に》の意味を持っているため、連用修飾の機能を含有し、「領掌」に対して修飾してゆくような働きを帯びたものであろう。また一つに、「進退」が多義的であり、意味の誤解を回避するために、「領掌」を以て意味を補強しているとも考えられる。これは、「譜代相伝」「濫妨狼藉」等の四字熟語にも見られる。「領掌進退」は『鎌倉遺文』に二例現れる<sup>26</sup>が、このように臨時的には出現するものの、この語順が定着しなかった理由は右の事情によるものと考えられる<sup>27</sup>。

また、「一円進止」と「進退領掌」、「進止」と「進退」が対象とする調査資料の性格の違いによって、位相的に異なるかどうかという観点でも考察してみたが、今回調べてみた範囲では、公文書及び私文書、仮名文書及び非仮名文書の別による使用実態の差異までは認められないようである。

## 六、まとめと今後の課題

本稿では、意義特徴と、統語的な観点からの熟語構成（構文）という両面から、「進止」と「進退」が四字熟語化する際の異なりの要因について明らかにした。

即ち、「一円進止」においては、「進止」は主体を強調する用法が主で、権力の帰属に焦点を当てており、「一円」と同様に、『一元の・排他的』という意味を持っている。「進退領掌」においては、「進退」「領掌」ともに、『思うままに』の意味合いを持ち、支配が私に属することに焦点を当てている、等の可能性が考えられる。よって、「進止」は「一

円」と結びつくようになり、「進退」は「領掌」と並置されるようになった。つまり、『土地を支配する』の意味を持つという点では同じでありながら、「進止」「進退」には、このような異なりがあったと考えられるのである。

そして、構文上、「下地と上分のまとまり」あるいは、「複数の所領のまとまり」を内容とする「一円」は、『完全に、一つのまとまり』の意で用いられ、『支配』の意を持つ「進止」の目的語として、「進止」に破り、「一円進止」と四字熟語をなす。

「進退」は「領掌」と同様に動詞として働き、両者は並列関係と思われるが、「進退」には『思うままに、自由に』という形容動詞的用法が存するため、「領掌」に対して、修飾していくような働きを帯びることになったのではないかと思われる。

しかし、この両語については、まだ疑問の点が多く残っている。

「進止」「進退」は、「知行」「領知」等の語とどのような関係にあるかを検討することも、「表」のデータを更に分析的に捉え、「進止」「進退」の更なる理解に努めたい。この「表」を見ると、同義語といわれている「領掌」「領知」にもやはり異なる四字熟語化の傾向が見られ、「知行」は「領掌」と結びつきやすく、「領知」とは並置されないように見える。このように、土地所有語彙における四字熟語化、あるいは二字漢語の並置については、なお明らかでない部分のあることが知られる。

更に、「一所懸命」が、元来、土地所有に関する語であったものが、そこから離れて一般的な用法を派生したように<sup>23)</sup>、「領掌」も、「了承」へ、そして、「進退」も、「身代」へと、字面を変えながら土地所有の意味から転じてゆくようである。このような過程についても、今後解明してゆきたいと考えている。

## 【注】

- 1 石井（一九三九）、石井（一九五六）、石井（一九五七）、高柳（一九五七）、牧（一九五七）、梅田（一九九〇）、佐々木（一九七七）。
- 2 例(1)の意味は日本古典文学大系『今昔物語集』の注釈によった。例(2)の意味は『延慶本平家物語全注釈』（汲古書店、二〇〇五）を調べたが、当該部分の解釈はなかったため、日本古典文学大系『平家物語』によった。
- 3 中田、峰岸編（一九七七）。
- 4 草書体（『五体字類』（西東書房、二〇〇一））では、「退」と「止」の形は類似していると思われるが、東京大学史料編纂所電子くずし字字典データベースを見ると、古文書・古記録においては、両字は字体が類似しているが、混同に至らないと思われる。
- 5 例えば、佐々木（一九七七）では、「進止と進退が同義であることは、中田氏（筆者、中田（一九三八））以来、だれもこれを疑っていないので、筆者もこれに従う」との記述があり、笠松宏至氏は「御成敗式目」（石井（一九七二））において、両語について、六条では、「進止、人身、物権を問わず、事物等に対する最も強力な一元的な支配権を示す語。進退も同じ」とし、また、一八条において、「進退、六条の「進止」とほぼ同義語。（後略）」と記している。『国史大辞典』では、「進止（中略）、進退ともいう」と説明しており、また、『日本国語大辞典 第二版』でも、「進止、（中略）、進退。」と記述している。
- 6 梅田（一九九〇）は、「領掌や領知と並置されるのは進退に限られている。広い意味での処分と関連で用いられる場合以外においても、一般に進退が領掌と並置される例は非常に多い。その点では、進退と進止はいささか語感を異にしていたようである」との指摘のみはされている。また同論文の注において、「ただし、進止と領掌が並置されることは全くなかった訳ではなく、(154)（梅田氏の用例）はその唯一の例である。」との記述もある。ただし、梅田氏は、「進止」「進退」は具体的にどのようなように異なるかは明らかにされている訳

- ではない。
- 7 本稿では、山本(二〇〇六)を参照し、時代区分を概ね以下のようにする。奈良時代(七一〇―七九三)、平安初期(七九四―九〇〇)、平安中期(九〇一―一〇〇〇)、平安後期(一〇〇一―一〇八六)、院政期(一〇八七―一一九一)、鎌倉初期(一一九二―一二四〇)、鎌倉中期(一二四一―一二九〇)、鎌倉後期(一二九一―一三三三)。
- 8 右の用例の検索にあたっては、大正新修大藏経テキストデータベース、故宮「寒泉」古典文献全文検索資料庫、中央研究院漢籍電子文獻、「国学宝典」等を使用した。原文は『諸子集成』(中華書局、一九七八)、『漢書』(中華書局、一九九五)、『後漢書』(中華書局、一九九五)、『大正新修大藏経』(大正新脩大藏経刊行会、一九六〇～一九九〇)を以て確認した。
- 9 和化漢語の認定は、山本(二〇〇六)を参照し、国語化するとともに、本来の意味から離れ、新たな意味で用いられるようになった漢語を和化漢語とする。
- 10 この点について、佐藤(一九七九)等に既に指摘がある。
- 11 石井(一九三九)、石井(一九五六)、石井(一九五七)、高柳(一九五七)、牧(一九五七)等。梅田(一九九〇)。
- 12 検索にあたり、東京大学史料編纂所データベース、国文学研究資料館古事類苑全文検索、日本古典文学大系データベース、『吾妻鏡・玉葉』(CD-ROM)等を用いた。
- 13 「円進退」は、『鎌倉遺文』に「若猶破和与状者、雖段歩、不可譲之、氏女可「円進退云々(関東下知状写・小早川家文書『鎌倉遺文』一八七〇八・永仁二(一二九四)年)」と一例のみ現れるが、これは臨時的に出現したものとおきたい。
- 14 『南北朝遺文』については、データベースなどの検索手段がなく、筆者独自に九州編第一巻と中国・四国編第一巻のみを調べたが、「円進止」「進退領掌」が一例ずつ見つかったので、例文として挙げたい。
- 15 「進止領掌」は、『平安遺文』に「各地頭可令停止進止領掌也」(前太政大臣〈平清盛〉家政所下文・叡島神社文書『平安遺文』三八九一・治承三(一一七九)年)と一例あり、また、『鎌倉遺文』にも「停止前預所左衛門尉藤原景朝以下当国住人中務□□運等非論忠恵「円可令進止領掌之由、欲申下院宣□□□□、(伊勢牛庭厨雜掌申状・兼仲卿記弘安七年十月・十一月卷裏文書『鎌倉遺文』一三六八七・弘安二(一二七九)年)」と一例現れるが、これらは【注】14と同様に考える。
- 16 土地支配を表す最初の「進退」は、「領掌」と並置して現れる例であることも興味深い。『三卷本色葉字類抄』では、「進退」は行旅部往来分に属する旨の注記が施され、「領掌」は地部荘園分の注が加えられている。「進退」の場合、実際に用いられる複数の意味のうち、「進むことと退くこと」の意を本義と捉えていたことが窺える。
- 17 『日本国語大辞典 第二版』では、支配の意味を表す「進止」を名詞として、「進退」を動詞として扱っている。しかしながら、偏りこそ存するが、両者ともに動詞と名詞の性質を持っていてと思われる。例13の「互可令円進止」のように、「進止」が動詞的に働く例があり、また、「ミナ寺家の進退に任すへし(『鎌倉遺文』一一〇九三・文永九(一二七二年))」のように、「進退」が名詞的に用いられる例も存する。そのため、「円進止」は名詞、「進退領掌」は動詞であるとは断定できない。
- 18 ちなみに、この「円」について、佐藤(一九七二)では、「円、イチエン。まとめて、完全にという意味で、そうした土地の支配を円支配、円領知、円知行といい、そうした土地を円地という。しかし一歩つこんで考えると、これには二様の意味があって、(イ)地域的に分割せずに支配すること、(ロ)権利的に同一地域における他人の権利の共在を排除するのにわけて考えられる。」と解釈している。
- 19 ①年貢四百石割分之、高方者為庄家領掌進退之預所職(肥後鹿子木荘相伝次第・白河本東寺文書一七〇『鎌倉遺文』八四二三・正元元(一二五九)年) ②以光兼子子々孫々、可令領掌進退之由也(官宣旨案・伏見宮本一宮社関係文書『鎌倉遺文』五二二七七・仁治二(一二四一)年)。
- 20 また、梅田(一九九〇)の見解を前提に考える場合、使用・収益を意味する「進退」と私

的処分権を意味する「領掌」とを並べる際、程度が軽いものから重いものへと並び、「進退領掌」となったとも考えられる。

23 鈴木（一九八三）、鳴海（二〇〇七）、鄭（二〇一一）。

### 【参考文献】

- 浅野敏彦（一九八四）「漢語の変容―領掌の場合―」『同志社国文学』二四  
石井進等校注（一九七二）『中世政治社会思想・上』（日本思想大系二二）岩波書店  
石井良助（一九三九）「中世進止考」『国家学会雑誌』五三（七）  
石井良助（一九五六）「高柳・牧両博士の教えに接して」『国家学会雑誌』七〇（八）  
石井良助（一九五七）「再び牧・高柳両博士の教えに接して」『国家学会雑誌』七一（一〇・一一）  
石井良助（一九七四）『法制史』（体系日本叢書四）山川出版社  
梅田康夫（一九九〇）「平安時代の進止・進退について」『金沢法學』三二（一・二）金沢大学  
延慶本注釈の会（二〇〇五）『延慶本平家物語全注釈』汲古書店  
北原保雄、小川栄一編（一九九〇）『延慶本平家物語』勉誠社  
今野達校注（一九九三～一九九九）『今昔物語集』（新日本古典文学大系）岩波書店  
佐々木宗雄（一九七七）「鎌倉時代の進止・知行について」『文化史学』三三、文化史学会  
佐藤喜代治（一九七九）『日本の漢語』角川書店  
佐藤進一、池内義資編（一九六九）『中世法制史料集』岩波書店  
佐藤進一（一九七二）『古文書学入門』法政大学出版局  
島津忠夫編（二〇〇六～二〇〇八）『延慶本平家物語』（大東急記念文庫善本叢刊）汲古書院  
將歩青（一九九二）「陳述副詞「一円」の変遷について」『国語語彙史の研究』一一、国語語彙史研究会  
鈴木則郎（一九八三）「いっしょうけんめい（一生懸命）いっしょうけんめい（一所懸命）けんめい（懸命）」（佐藤喜代治『講座日本語の語彙語誌Ⅰ』明治書院）  
鈴木則郎（一九九二）『平家物語』における「一所懸命」の表現（片野達郎編『日本文芸思潮論』桜楓社）  
高柳真三（一九五七）「職・知行および進止について―石井教授にこたえる―」『国家学会雑誌』七一（三）  
張平（一九九三）「公家日記の漢語表現―「進退」「進止」を契機とする日中比較―」『二松』第七集、二松学舎大学大学院文学研究科  
張麗華（一九九五）「日中の四字熟語に見られる相違―中国起源のものを対象に―」『日本語の研究（宮地裕・敦子先生古稀記念論集）』明治書院  
鄭艶飛（二〇一一）「一所懸命」の成立に関する一考察―漢語受容史研究の観点から―『言語・文学論集』一一、白百合女子大学言語・文学研究センター  
中田薫（一九三八）「知行論―王朝時代の庄園に関する研究―」『法制史論集』第二卷、岩波書店  
中田祝夫、峰岸明編（一九七七）『色葉字類抄研究並びに総合索引』風間書店  
西端幸雄、志甫由紀恵共編（一九九七）『土井本太平記 本文及び語彙索引』勉誠社  
法書会編輯部編著（二〇〇二）『五體字類 改訂第三版』西東書房  
鳴海伸一（二〇〇七）「一所懸命」から「一生懸命」へ（斎藤倫明『国語学研究』四六、東

北大学大学院研究科「国語学研究」刊行会

牧健二(一九五四)『書評『日本不動産占有論』』『法制史研究』五

牧健二(一九五七)「再び石井教授の「知行」占有説について」『国家学会雑誌』七一(一)

牧健二(一九六九)『日本封建制度成立史』清水弘文堂

水野弥穂子(一九八一)「法語の語彙」『正法眼藏随聞記』の四字熟語を中心に」『講座日本語

の語彙・中世の語彙』明治書院

村木新次郎(二〇〇二)「四字熟語の品詞性を問う」『日本語学と言語学』一、明治書院

橋本進吉(一九六一)『キリシタン教義の研究』岩波書店

山田孝雄(一九四〇)『國語の中に於ける漢語の研究』寶文館

山本真吾(二〇〇六)『平安・鎌倉時代における表白・願文の文体の研究』汲古書院

【付表】『鎌倉遺文』における「日進止」

番号	文書番号	和 暦	西暦	文 書 名
1	七八五五	建長七年三月一九日	一二五五	後深草天皇宣旨
2	一六五一七	弘安一年二月一八日	一二八八	備前国々宣
3	一六五三〇	弘安一年二月二三日	一二八八	備前国留守所下文
4	一七九六一	正応五年閏六月二九日	一二九二	記録所注進状案
5	一八九〇〇	永仁三年九月二日	一二九五	関東下知状案
6	一九三三一	永仁五年四月一日	一二九七	常陸国留守所下文
7	一九五二〇	永仁五年一月二日	一二九七	大和平野殿荘雜掌聖賢申状案
8	一九六一九	永仁六年三月三日	一二九八	大和平野殿荘雜掌申状
9	一九六五一	永仁六年四月一日	一二九八	大和平野殿荘雜掌聖賢申状
10	一九七三二	永仁六年六月	一二九八	大和平野殿荘雜掌聖賢申状
11	二〇一四	永仁七年五月三日	一二九九	伊予古田郷雜掌申状
12	二〇三三三	正安二年二月	一三〇〇	素浄外十五名連署陳状案
13	二〇三三三	正安二年二月	一三〇〇	素浄外十五名連署陳状案
14	二〇四二八	正安二年四月	一三〇〇	東大寺衆徒等申状土代
15	二〇四四八	正安二年五月二三日	一三〇〇	六波羅下知状
16	二〇八七一	正安三年九月	一三〇一	藏人頭奉書
17	二〇八七一	正安三年九月	一三〇一	藏人頭奉書
18	二一六五五	嘉元元年九月二四日	一三〇三	青蓮院政所下文案
19	二四六二一	正和元年七月七日	一三一二	六波羅下知状案
20	二四七三八	正和元年一月一六日	一三一二	鎮西下知状
21	二四七三九	正和元年一月一六日	一三一二	鎮西下知状写
22	二五四五七	正和四年三月二七日	一三二五	鎮西下知状
23	二五四五七	正和四年三月二七日	一三二五	鎮西下知状
24	二五五二五	正和四年五月	一三一五	和泉大鳥荘地頭非法注進状
25	二五六四六	正和四年一〇月	一三一五	山城六波羅蜜寺住侶等申状
26	二五九九五	正和五年閏一〇月一六日	一三二六	野本時重申状案
27	二六八六四	文保二年一月	一三一八	関白二条道平家政所下文

28	二六八八八	文保二年二月二日	一三一八	関東下知状
29	二六八八八	文保二年二月二日	一三一八	関東下知状
30	二六八八八	文保二年二月二日	一三一八	関東下知状
31	二七五四四	元応二年八月	一三二〇	豊後都甲荘雜掌等申状
32	二八八〇一	元亨四年八月二日	一三二四	地頭代道慶・雜掌憲俊連署和与状
33	二八八〇一	元亨四年八月二日	一三二四	地頭代道慶・雜掌憲俊連署和与状
34	二八八九六	元亨四年二月二日	一三二四	薩摩日置荘雜掌(承信)・地頭代道慶連署和与状
35	二八八九六	元亨四年二月二日	一三二四	薩摩日置荘雜掌(承信)・地頭代道慶連署和与状
36	二八九九四	正中二年二月八日	一三二五	円親・源熊菊丸和与状案
37	二九二一八	正中二年一月七日	一三二五	関東下知状
38	二九二一八	正中二年一月七日	一三二五	関東下知状
39	二九二三七	正中二年一月二七日	一三二五	関東下知状
40	二九二三七	正中二年一月二七日	一三二五	関東下知状
41	二九六九〇	嘉暦元年二月二〇日	一三二六	関東御教書
42	三〇七四三	元徳元年九月	一三二九	尼門証・源春申状
43	三〇七四八	元徳元年一月五日	一三二九	鎮西下知状
44	三〇七五二	元徳元年一月一六日	一三二九	備後太田荘雜掌地頭代和与状
45	三一〇四九	元徳二年五月	一三三〇	東寺領水田知行輩注進状案
46	三一二五九	元徳二年一月二七日	一三三〇	近江敏満寺僧・同寺荘地頭代申詞記
47	三一二五九	元徳二年一月二七日	一三三〇	近江敏満寺僧・同寺荘地頭代申詞記
48	三一二五九	元徳二年一月二七日	一三三〇	近江敏満寺僧・同寺荘地頭代申詞記
49	三一二五九	元徳二年一月二七日	一三三〇	近江敏満寺僧・同寺荘地頭代申詞記
50	三二三三六	元徳二年	一三三〇	東大寺申状案
51	三一四四一	元徳三年六月一日	一三三一	薩摩新田宮五代院領家下知状案
52	三一六六九	元徳四年正月	一三三二	肥前河上社雜掌家邦陳状写
53	三一七二九	元徳四年四月三日	一三三二	関東御教書
54	三二〇〇四	正慶二年二月	一三三三	東大寺申状土代

〔付記〕 本稿は、平成二四年五月二三日、第一〇六回訓点語学会発表会(於京都大学)での口頭発表を基にまとめたものである。稿を成すにあたって、浅野敏彦先生に御指導を仰ぎ、また、日本史の知識については、東京大学史料編纂所川本慎自先生より御指導を賜った。訓点語学会発表会の席上では、石塚晴通先生、蜂矢真郷先生、木田章義先生、乾善彦先生より貴重な御教示を賜り、また、投稿後編輯委員会より御意見を頂き、本稿の内容を修正することができた。記して感謝申し上げる。山本真吾先生には始終暖かい御指導を賜った。銘記して学恩に深謝申し上げる次第である。